

**令和4年度**

**地域包括支援センターの運営及び  
事業計画**

# 令和4年度 安曇野市地域包括支援センター設置運営方針

## I 地域包括支援センターの設置方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を続けられるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないようにする予防対策、そして、個々の高齢者の状況や変化に応じて介護サービス・医療サービスを始めとする様々なサービスを継続して提供できる仕組みが必要となります。

地域包括支援センターは、地域における高齢者の心身の健康保持と生活安定のために必要な相談・援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を総合的・包括的に継続して支援します。さらに、地域の関係機関等とネットワークを構築し、地域住民の様々なニーズに応えることのできる高齢者福祉の地域拠点となることを目指します。

### 《地域包括支援センターにおける基本事業》

#### (1)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

高齢者自身が、地域において介護予防および日常生活支援を目的として、自らの選択に基づき、自立した日常生活を送ることができるよう必要な援助を行います。

#### (2)総合相談支援業務

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が、身近な地域における高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービス利用や機関・制度へつなぎ、継続的に支援します。また、ネットワークを通じた地域の高齢者の実態把握に努め、要援護高齢者への早期対応を図ります。

#### (3)権利擁護業務

高齢者が自分らしく尊厳ある生活ができるように、高齢者虐待や消費者被害等の権利擁護に関する相談及び支援を行います。消費者被害については、訪問時に情報提供を行い被害防止の啓発活動に努めます。さらに、成年後見支援センターとの連携を密にし、成年後見制度等の活用に向けた支援を行います。

#### (4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が介護保険を始めとする様々なサービスを適切に利用できるように、医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との連携や多職種の協働により、介護支援専門員への支援を行います。また、継続的なサービス提供の調整を行うため、情報の提供やケアマネジメント技術向上のための研修会を実施します。

## II 地域包括支援センターの運営方針

### 1 高齢者が自分らしい生活を継続することができるように支援します。

高齢者の多くは、住み慣れた地域で生活することを望んでいます。しかし、高齢者になると疾病や心身機能の低下等により、これまでどおりの自分らしい生活を続けていくことが困難になることが多くなります。加齢に伴う日常生活上の問題には、自分で解決できることや家族や地域の力を借りて解決することのほか、専門職の知識や助言、支援が必要な場合もあります。

また新型コロナウイルス感染症の収束が見とおせない中、高齢者の外出機会が減少し、フレイル(虚弱)、ロコモティブシンドロームが懸念されます。地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者の総合相談窓口として、高齢者自身の意思を尊重し、自助努力を基本に住み慣れた環境下で、自分らしい生活を継続することができるように介護予防や支援を行います。

### 2 地域におけるネットワークを活用し、地域で暮らす高齢者の生活を支えます。

心身の機能に衰えがある高齢者にとっては、住み慣れた地域に住み続けることによって、安心して安定した生活が維持されるという面もあります。地域で暮らす高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスや生活支援サービス、さらに地域の支え合い活動やボランティア活動を含めた地域における様々な社会資源を結びつけることが重要です。

地域包括支援センターは、地域において、行政機関・医療機関・サービス事業者・民生児童委員・地域の関係者等とのネットワークを構築し、その調整役として、高齢者一人一人の状況に合ったサービスや地域の活動につなげられるようきめ細やかな相談・支援を実施します。

### 3 チームアプローチによる業務遂行を図ります。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されています。各職員が業務の理念を理解したうえで、常に相互に情報を共有し、多様化・複雑化した相談に対しても、それぞれの専門性を生かし、多様な視点から問題の解決を図ることが重要です。地域包括支援センターは、常に各種サービスの最新情報を把握すると共に、チームアプローチを円滑かつ確実に行うために、情報の共有化と相談・支援のレベルアップに努めます。

### 4 介護支援専門員に対する支援・指導を行います。

関係機関との連携体制の支援やネットワーク支援、実践力向上支援、個別ケースに関するサポート等後方支援を行います。

### 5 直営の基幹型地域包括支援センターと、委託の地域包括支援センターとの連携により効率的に業務運営を行います。

直営の基幹型地域包括支援センターが、引き続きセンター間の調整や委託の地域包括支援センターの後方支援に当たる役割を担います。また、担当区域を越えた課題や重点事業について議論すると共に、センター間の連携及び情報交換を図り、課題の解決に向けて取り組むことで、どの地域に住む高齢者にとっても、同様の支援が受けられるようにします。

## **6 課題解決のための連携を強化します。**

地域包括支援センターの業務は多岐にわたり、市の多くの部署と連携しています。市の関係部署との日常的な連携強化のほか、支援困難ケース等について迅速に対応できるよう、事例ごとに連携を図り、問題解決に努めます。

## **7 公正・中立性の視点に立った業務運営を行います。**

地域包括支援センターは、介護保険制度をはじめとする市町村の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」です。このため、特定の事業者等に対し、不当に偏った活動を行うといったことなく、公正で中立性の高い事業運営を行う必要があります。

## **8 地域包括支援センター運営協議会と協力し、協働する関係をつくります。**

地域包括支援センター運営協議会と地域包括支援センターは、公正・中立という立場で、どのような目標をもって業務に取り組み成果を得たか、あるいはどのような課題が残されたかを、互いに協力し明らかにします。

## **9 地域包括支援センターにおいて自己評価を実施し、事業の質の向上に努めます。**

地域包括支援センターが継続的に安定した事業を実施するため、地域包括支援センターは自己評価を行い、課題を整理することで業務の改善につなげます。

## **10 地域包括ケア推進を図るために、地域包括支援センターとして以下の役割を果たします。**

- (1) 多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の把握及び解決のための地域ケア会議の開催。
- (2) 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、介護保険事業者との連携による在宅医療・介護連携の推進。
- (3) 市との連携による認知症地域支援推進員を中心とした認知症施策の推進。
- (4) 認知症初期集中支援チームとの連携による認知症施策の推進。
- (5) 生活支援体制整備事業との連携による地域課題の把握。

## **III 重点的に取り組むべき事項**

### **1 安曇野市地域ケア会議体制における地域ケア個別会議・地域ケア連携会議の実施**

平成 26 年度から、安曇野市の地域包括ケアシステムの構築を目指した、地域ケア会議の体制が整いました。

地域ケア個別会議では、個別のケースが抱える課題から、地域に共通する課題の発見・把握に努めるとともに、介護支援専門員のケアマネジメント実践力を高め、地域の関係機関相互の連携を強化します。市内の居宅介護支援事業所において会議を開催できるよう支援を行います。

地域包括支援センターと市所管課と合同で開催する地域ケア連携会議では、地域ケア個別会議における課題集約と未解決課題の検討を行い、成功事例については、関係機関へ情報発信を行います。

また、政策に反映する事項等は必要に応じて地域包括ケア推進合議体や地域包括ケア推進会議へつなげ、政策形成を目指します。

令和 4 年度においても地域ケア会議体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

## **2 在宅医療・介護連携の推進**

安曇野市医師会在宅医療連携推進協議会との連携により、引き続き市が取り組む在宅医療・介護連携のための事業の推進を一層図ります。

## **3 認知症施策の推進**

平成 27 年度より、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策の推進を行っています。

主な取り組みとしては、認知症相談への対応や支援を行い、医療・介護の関係機関との連携に努め、認知症初期集中支援チームとの連携やチーム会議への参加、認知症サポーター養成講座の講師などを務めています。令和 3 年 3 月に改訂した「認知症ガイドブック」を活用した、認知症に対する理解を深める啓発活動も行っています。

令和 4 年度は、昨年度の地域ケア連携会議における「認知症見守りネットワーク事業」の見直しを受け、事業周知のチラシと手順シートの普及に努め、地域による見守りネットワークの充実と連携強化を図ります。

## **4 生活支援体制整備事業との連携**

平成 28 年度より、生活支援体制整備事業の核となる協議体に参加し、日常生活圏域ごとに地域のニーズや社会資源の把握に努めています。令和 4 年度も引き続き連携を図ることで、地域包括ケア推進を図ります。

## **5 地域密着型通所介護運営推進会議との連携**

平成 28 年度より、地域密着型通所介護運営推進会議に参加し、地域と介護サービス事業者の良好な関係構築に向けた支援を継続し、地域包括ケアの推進を図ります。

# 令和4年度 事業計画

## 1 包括的支援事業

### (1) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ア 地域において自立した日常生活を送るための介護予防ケアマネジメントの実施
- イ 総合事業対象者が介護予防に取り組めるための情報提供と支援並びに関係機関との連携

### (2) 総合相談支援業務

地域包括支援センターを拠点とした高齢者の各種相談の受付と対応

- ア 認知症相談支援の実施
- イ 適切なサービス利用へのつなぎと支援

### (3) 権利擁護業務

- ア 高齢者虐待防止事業
  - ・高齢者虐待防止に関する普及啓発活動
- イ 成年後見利用支援事業
  - ・成年後見制度に関する普及啓発活動
- ウ 消費者被害防止事業
  - ・消費者被害防止の啓発と相談先の周知、担当課との連携

### (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 介護支援専門員への支援
  - ・安曇野市内の介護支援専門員の資質向上研修の開催と介護支援専門員間の連携強化
  - ・介護支援専門員が抱える困難事例への後方支援
- イ 広報活動の継続
  - ・広報誌やホームページの活用。出前講座等、地区活動における地域包括支援センターの周知
  - ・関係機関への情報提供

### (5) 生活支援体制整備事業の推進

- ア 協議体の開催
  - ・市全域と日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターの配置
  - ・コーディネーターを中心に、地域住民や介護事業所、ボランティア等と協議体を設置し会議を開催
  - ・地域課題の把握
- イ 地域課題の解決
  - ・地域課題を共有し、住民主体の活動を支援する取り組みの推進

- ・地域資源の把握と高齢者ニーズのマッチング

## 2 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行う。

### (1) 地域ケア会議の開催・推進

- ア 地域の関係機関と緊密な連携を図るための地域ケア個別会議の開催
- イ 地域ケア個別会議等により把握された地域課題の集約及び課題検討の場の体制整備
- ウ 自立支援・介護予防に関する自立支援型個別ケア会議の実施
- エ 安曇野市地域包括ケア推進会議を中心とした安曇野市地域ケア会議体制により、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進

### (2) 関係機関及び地域との連携活動

- ア 介護サービス事業者や医療機関、民生児童委員会等の多職種との連携
  - ・関係団体会合への参加もしくは合同会議の開催による情報交換
  - ・多職種による勉強会への協力と参加
- イ 在宅医療・介護連携の推進として、地域の在宅医療・介護連携の課題抽出や関係者の研修、市民への啓発活動等を実施
- ウ 認知症施策の推進として、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心とした関係機関との連携
- エ 認知症初期集中支援チームとの連携
- オ 生活支援体制整備事業の核となる協議体への参加、地域のニーズや社会資源の把握による地域包括ケアの推進
- カ 安曇野市認知症見守りネットワークの拡充

## 3 介護予防支援事業

### (1) 要支援認定者に対する介護予防支援

- ア 介護保険サービス利用希望者に対する迅速な情報提供と必要な支援及び関係機関への連絡調整の実施
- イ 介護保険サービス未利用者に対する状況把握と必要な支援の実施

### (2) 市内外の指定居宅介護支援事業所への介護予防支援の業務一部委託

- ア 介護保険サービス利用者に対し、迅速な対応を可能とするための情報提供方法の検討
- イ スムーズな連携に向けた委託業務内容及び役割分担の検討
- ウ 受託可能な指定居宅介護支援事業所の開拓及び情報収集